

承認第 4 号

日出町税条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

1 専決事項

日出町税条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 7 年 3 月 31 日

日出町税条例の一部を改正する条例について

日出町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

日出町長 安 部 徹 也

日出町条例第 2 0 号

日出町税条例の一部を改正する条例

日出町税条例（昭和 2 9 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 8 9 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 9 0 条第 2 項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記

録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１０条の３中第１４項を第１５項とし、第１３項を第１４項とし、第１２項の次に次の１項を加える。

- １３ 町長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の日出町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税につ

いて適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。